

テロ対策マニュアル

1. 目的

日本を取り巻く安全保障環境は、国際テロ組織等に対する新たな脅威への対応が差し迫った課題となっている。そのため有事法制の整備が進められ、平成16年9月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が施行されている。

水道施設や水源等への毒物投入などのテロ攻撃を受けると、国民の生命・健康の安全を脅かす事態となり、市民生活や都市活動を麻痺させることとなるため、このような破壊活動に対して、水道事業者は迅速かつ的確に対応する必要がある。

そのため、テロの発生が予見される場合には水道施設の警備等の強化を、またテロが発生した場合には緊急措置、応急給水、応急復旧等の諸活動を、迅速かつ的確に実施できる体制をつくり、通常給水の早期回復と計画的な応急給水等を行うことを目的として、「テロ対策マニュアル」を作成した。

2. テロの想定

水道におけるテロには、施設そのものを物理的に破壊する、いわゆる破壊テロ、水源や浄水施設に毒薬物などを投入するNBCテロ（放射性物質、生物・化学兵器テロ）、水道施設の運転・管理系に対する誤作動を起こさせたり、運転管理のための情報を遮断したりするサイバーテロの3種類が考えられる。

水道事業者では、このようなテロが発生した場合の影響の大きさを考慮して、テロの想定を行う。

3. 予防対策

テロによる水道施設の被害や給水への影響を軽減するためには、水道事業者で、水道施設の予防対策を計画的に実施する必要がある。

水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理と徹底する。また、水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理、併せて、施設の現状把握を行い、備品、薬品等の管理、施設関係図面等の管理の徹底など情報管理に努める。

またテロの発生が予見される場合は、通常の施設巡回以上のレベルで警備を強化する。

4. 情報収集、連絡体制の確立

緊急時対応の体制を確立する観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努め、緊急時における水道事業者内外の関係者に対する連絡体制を確立する。

また、給水停止措置や緊急対応の指揮命令系統を確立するとともに、応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確立する。

さらに、警察・消防等の関係機関と連携して、不審者の早期発見、テロの危険性および発生情報等の把握に努める。

なお武力攻撃への対処の指示や総合調整などの情報連絡は、国民保護法に基づき、国の武力攻撃事態等対策本部，都道府県国民保護対策本部，市町村国民保護対策本部の間で行われるが、水道事業者は市町村国民保護対策本部を通してこれらの情報の確認や要請等を行う。

なお、水源等への毒物投入等のテロの場合、国や都道府県の水道担当部署に対しては、「飲料水健康危機管理実施要領について」に基づき、水質汚染の詳細な内容・措置の内容等を報告する。

5. 水道施設のテロ対策

不審者の発見や水質異常を検知するため、以下の監視機器，毒物投入防止設備を設置する。

- ① 職員による施設見回りの強化，市民，警察及び消防等の関係機関との連携。
- ② バイオアッセイ，監視カメラの設置
- ③ 浄水施設の覆盖等の設置

6. 教育・訓練

テロ発生時に迅速・的確に行動するためには、テロ対策マニュアルに基づき、教育・訓練を行い、テロに対する職員の意識と対応能力の向上を図ることが重要であることから、訓練はテロによる想定被害に応じて行う。